

統計基準部会の審議状況について（報告）

< 日本標準職業分類 >

第7回統計基準部会 議事概要（未定稿）

1 日 時：平成21年7月10日(金) 14:00～16:20

2 場 所：総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者：

(部 会 長) 大守 隆

(委 員) 野村 浩二、舟岡 史雄

(専 門 委 員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ

(審議協力者) 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、東京都、埼玉県

(事 務 局) 内閣府：河合統計委員会担当室参事官

総務省：會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、
須藤アドバイザー（統計センター）

4 議 題：

- (1) 課題の整理について
- (2) 答申の素案について
- (3) その他

5 審議の概要：

(1) 課題の整理について

事務局から、これまでの審議で課題とされた事項について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

(全般的事項)

- 各大分類の項目名称については、事務局案のとおり「***従事者」に統一する。

(大分類A－管理的職業従事者について)

- 「事業経営方針の～、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・監督・統制など、～」と「専ら」の文言を削除すると、飲食店長や販売店長の定義を見直す必要がある。後者に関しては、一般原則を適用して、勤務時間に応じて、管理職とするか、サービスや販売などの現業に位置づけるのが良い。

(大分類B－専門的・技術的職業従事者について)

- 小分類「243 カウンセラー」の定義については、事務局案では「カウンセリングを～助言・指導・援助するなど～」となっているが、カウンセラーは助言や指導を行うことはできないことから、定義を修正する。

(大分類C－事務従事者について)

- 小分類「251 総合事務員」については、このような性質の項目を先頭に配置す

る対応は適当でないという意見を踏まえ、小分類項目配列の最後尾に移すこととする。

(大分類D－販売従事者について)

- 複数の職業名を併記している小分類項目の説明の書き方については、できる限り、小分類「331 不動産仲介・売買人」の書き方に揃えるようにする。

(大分類H－生産工程作業)

- 塗装や包装作業に係る制御・監視作業者は、現業者と同じ分類項目に含まれることが分かるように、内容例示に記載してはどうか。

(大分類I－輸送・定置・建設機械運転従事者について)

- 大分類の名称は、事務局案のとおり「輸送・機械運転従事者」とする。

(2) 日本標準職業分類の一般原則について

事務局から、日本標準職業分類の一般原則の暫定案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合の決め方に関しては、第1項での職業の定義を報酬との関係性をもとに行っていることに鑑みれば、格付けの基準として報酬を優先することは自然である。ただし、報酬で判断しにくい場合は、就業時間の長い仕事により判断するとしている。報酬が就業時間より優先するという順序に従わない場合には、適用基準から外れるので、あらかじめしかるべき手続きが必要になる。
- この職業分類を一人の人が複数の職業を行っている場合にも使い得ることを示唆するような表現を盛り込んでどうか？
- 第1項「職業の定義」で、「(以下、「作業」という。)」という文言は、その後の説明で使用されるものではないので、削除する。
- 大学教員と研究員との区分けの仕方として、研究所にいる研究者が教育を行っている場合も最近では多く見られることから、研究所にいる場合は「研究者」と分類してしまうことには、問題がある。また、研究は教育の準備としての性格ももつので、時間基準で判断することも困難である。したがって、原案のように、教育活動を行っていれば教員とするという整理が現実的である。
- 職業分類は行っている仕事により分類されるべきであるが、大分類G「農林漁業従事者」だけが、その業の特性から従事する産業で分類されることであれば、特例的な分類項目であることを一般原則に記載すべきではないか。
- 個人事業主を、管理的職業に分類するか、現業に分類するかについては、その者の働き方によってどちらにも分類される可能性があり得るので、その旨一般原則にも記述すべきである。
- 第4項の1-(2)のイ(ア)の大分類順序は、E～Kまでは一つのグループとして

考えているが、順序を付けるということでアルファベットで順序を付けている。

- 総労働時間の表章を職業別に行う際、「従事者」という語尾は変更できるのか？
(⇒ 公的統計であれば、総務大臣の了承があれば問題ない。)

(3) 答申の素案について

事務局から、答申の素案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 「3 今後の検討」欄に一般論として、「今回の職業分類は、新しい方向を目指したものであるが、現実的な制約に鑑みて妥協した部分もあり、今後の実査での結果を見ながら、さらに検討していく必要がある」という趣旨のことを記述してはどうか。

- 一般原則及び各大分類における指摘事項については、部会長と事務局において検討・整理をし、各委員へ諮ったうえで、次回の部会前までに修正を行うこととしたい。

- 次回の部会は、8月6日(木)14時から総務省第二庁舎6階特別会議室にて開催する予定。

以 上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>

第8回統計基準部会 議事概要（未定稿）

1 日 時：平成21年8月6日(木) 14:00～16:00

2 場 所：総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者：

(部 会 長) 大守 隆

(委 員) 野村 浩二

(専 門 委 員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ

(審議協力者) 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、埼玉県

(事 務 局) 内閣府：乾統計委員会担当室長

総務省：佐藤統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、
須藤アドバイザー（統計センター）

4 議 題：

- (1) 課題の整理について
- (2) 答申案文について
- (3) その他

5 審議の概要：

- (1) 課題の整理について

(課題と対応について)

事務局から、これまでの審議で課題とされた事項について説明を行い、了承された。

(分類名称の変更等について)

事務局から、分類名称の変更等について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

○ 大分類K〔労務従事者〕の大分類名称については、事務局案のとおり「運搬・清掃・

包装等従事者」とする。しかし、中分類項目において、バスケット項目の追加や中分

類の名称が分かりづらいため、中分類「その他の労務従事者」を「包装従事者」及び

「その他の運搬・清掃・包装等従事者」に分割し、それぞれに小分類「包装従事者」及び「その他の運搬・清掃・包装等従事者」に名称変更をすることとする。

(日本標準職業分類の一般原則について)

事務局から、日本標準職業分類の一般原則の部会修正案について説明を行った後、

審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 第2項「分類の適用と基準」については、「個人の雇用形態」との文言があるが、自営業主も想定されることから、「個人の就業形態」に修正する。
- 第2項「分類の適用と基準」において、分類の基準である仕事の内容の類似性を判断するための諸点の記載の仕方について議論が行われたが、最終的には原案を生かし、説明文の書きぶりを若干修正することとした。
- その他、軽微な修正を行うこと以外は、了承された。

(2) 答申案文について

事務局から、答申案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 総務省統計局から世帯を対象とした統計調査においては、今回設定される職業分類を適用するに際して、規定どおりに適用できたか、今後検証していくことが必要である旨の発言があり、問題意識を共有することが確認された。
- その他については、本日の議論を踏まえた修正を行うほかは、本案を答申案とすることが了承された。

(3) その他

部会長から、これまでの委員、専門委員等の協力に対して謝意が述べられ、閉会した。

- 今後の修正作業において、一般原則及び各大分類について、検討事項が生じた場合は、重要な事項については各委員へも諮ることとし、軽微な事項の場合は部会長と事務局に一任されることが了承された。

以上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>

新職業分類の答申にあたって

統計基準部会は、今回の新職業分類が始めて統計基準として採用されることを念頭におきつつ、限られた期間ではありましたが、8回にわたって慎重に審議を行ないました。

新職業分類の基本的な方向性は、諮問案にもありますように、勤務先事業所の産業分類とは独立にできるだけ仕事の内容に応じて職業を分類することです。こうした性格をもつ新しい職業分類によって、産業別、性別・年齢別、就業形態別、職歴・学歴別など様々な観点から、人々の労働の実態が解明されることが期待されます。

また、こうした観点と同時に、以下の5点も重視しました。

- (1) 時代の変化を反映した分類とすること。
- (2) 分類として漏れや重複のないこと。
- (3) 実査において、報告者負担を過度に重くすることなく適用可能なものとする。
- (4) 「一般原則」を充実させ、分類の考え方や適用の仕方を明確化すること。
- (5) 国際標準職業分類や諸外国の職業分類との整合性に配慮すること。

こうした諸点は、時として完全には両立しない場合もありました。例えば、わが国では、個人の仕事の範囲が明確に規定されていない場合や、学歴が仕事における専門性と対応しない場合も多いと考えられることから、国際標準職業分類等との完全な整合性はとりにくいと考えた部分もありました。(ただし諸外国の職業分類やその一般原則にもかなりの多様性が認められます。)

したがって、審議に際しては、総合的な観点から判断しました。

新しい職業分類の適用によって、わが国における人々の仕事の実態が前述の点も含めてより解明され、これが職業分類のさらなる改善に寄与していくことが期待されます。

なお、本分類の名称は職業分類ではありますが、本分類における「職業」は、一定の継続性や特定の就業形態を念頭においたものではなく、本分類は仕事の分類に広く用いることができると考えられることを申し添えます。

以上、報告します。

平成21年8月24日

統計基準部会長

大守 隆